

議案第 24 号

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和 47 年 10 月生駒市条例第 30 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項中「から第 5 条まで」を「及び第 6 条の 5 」に、「及び」を
「並びに」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（一般的退職手当）

第 2 条の 3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 5 条の 3 まで及び
第 6 条から第 6 条の 3 までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 6 条
の 4 の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第 3 条の見出しを「（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）」
に改め、同条第 1 項中「第 5 条第 1 項若しくは第 2 項」を「第 5 条」に、「退職
手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第 2 号中「20 年」を「15 年」
に改め、同項第 3 号中「21 年以上 24 年」を「16 年以上 20 年」に、「1
00 分の 120」を「100 分の 160」に改め、同項に次の 3 号を加える。

（4） 21 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

第3条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)及び20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の次に「(以下「退職日給料月額」という。)」を加え、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第5条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第1項中「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第5条の2の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第1項の規定に該当する者」を「第5条第1項に規定する者」に、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給

料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする」を「同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項 第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項 第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第5条の4を第5条の5とし、第5条の3を第5条の4とし、第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の

改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第8条第3項又は第13条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員又は第7条第5

項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間) を除く。)をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして市長が定める在職期間

第6条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第5条の2」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「、職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の4条を加える。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年

		齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の
第 6 条の 2	第 5 条の 2 第 1 項の	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 6 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 6 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項第 2 号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第 6 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の分限に関する条例（昭和 27 年 1 月生駒市条例第 6 号

) 第1条の2の規定による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) 第8号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号及び第3号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、市長が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、市長が定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除

く。) 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあっては0として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者での勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、市長が定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて市長が定める額とする。

第7条第4項中「地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務

上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の分限に関する条例（昭和27年1月生駒市条例第6号）第1条の2の規定による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）」を「休職月等」に、「同法第55条の2第1項ただし書」を「地方公務員法第55条の2第1項ただし書」に改め、同条第7項中「第4条」を「第4条第1項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第8項中「第5条第3項又は第10条の規定による」を「前条又は第10条の規定により」に改め、同条第9項中「規定による」を「規定により」に改める。

第8条第1項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
- (2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で市長が定めるもの

第12条第3項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第12条の3第1項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第12条の2第1項及び第5項並びに第12条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第14項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附則第15項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第16項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則に次の1項を加える。

17 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する生駒市的一般職の職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定する他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして市長が定めるものについては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年3月31日から施行する。

（経過措置）

第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の生駒市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の生駒市職員の退職手当に関する条例（以下

「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第14項から第16項まで、附則第7条の規定による改正前の生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年4月生駒市条例第6号。以下この条及び次条において「昭和59年条例第6号」という。)附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正前の生駒市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成16年3月生駒市条例第5号。以下この条及び次条において「平成16年条例第5号」という。)附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第3項から第5項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の昭和59年条例第6号附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正後の平成16年条例第5号附則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第7条の4第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号及び第3号に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるもののが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として市長が定める額」とする。

第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施

行日の前日に受けっていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第14項から第16項まで、附則第7条の規定による改正前の昭和59年条例第6号附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正前の平成16年条例第5号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
- ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
- イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- (2) 施行日に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいはずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）
- ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
- イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額
- (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいはずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）
- ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
- イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けた給料月額」とあるのは、「受けた給料月額に相当する額として市長が定める額」とする。

第4条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月生駒市条例第号）附則第2条第1項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。

第5条 新条例第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

第6条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

（生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和59年4月生駒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附則第4項中「第4条（）を「第3条第1項（）に、「退職手当の額」を「

退職手当の基本額」に、「第4条及び」を「第3条第1項及び第5条の2並びに」に改める。

附則第5項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「及び第5条の2」を「から第5条の3まで」に改める。

(生駒市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 生駒市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年3月生駒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条」を「同項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成11年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

(公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「昇給期間」を「昇給の号給数」に改める。

第7条第1項中「第7条第4項」を「第6条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定

の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第16条中「昇給期間」を「昇給の号給数」に改める。

第17条中「第7条第4項」を「第6条の4第1項」に改める。

（生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第11条 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第7条第4項」を「第6条の4第1項及び第7条第4項」に、「同項」を「第6条の4第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての生駒市職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。